

項目	内容	
施設の役割	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。	
	地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。	
施設の理念	乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。	
	乳児院における家族環境調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行う。	
対象児童	子どもと保護者の特徴と背景	母親の精神疾患や虐待による入所が増加傾向にある。
		乳児院の子どもは、入所当初から心身に何らかの問題を抱えている場合が多く、入所児の約半数が病児・虚弱児、障害児、被虐待児である。「育てにくさ」という養育上の課題をもち、手厚いかかわりが必要となる。
	子どもの年齢等	乳児院の在所期間は、短期と長期に両極化している特徴がある。 長期在籍となる3歳以上の子どものほとんどは重い障害のある子どもやきょうだいが同じ施設にいる子どもなど保育看護の環境が必要な子どもである。
養育のあり方の基本	養育の基本と原則	乳児院の養育は、乳幼児の生命を守り、言葉で意思表示ができず、ひとりでは生活できない乳幼児の生活とその発達を保障するものでなければならない。
		乳幼児は、安全で安心感のある環境のもと、周囲の豊かな愛情と、応答的で継続的なかわりを通しておとなや世界に対する絶対的な信頼を獲得していく。
		社会的養護の場は、従来の「家庭代替」から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援の場へと転換が求められている。親子間の関係調整、家庭機能の回復支援の過程は、施設と保護者が協働することによって果たされる。
		乳児院では乳児の一時保護委託が常態化している。
	養育のいとなみ	乳児院における養育の基本は、子どもが養育者とともに、時と場所を共有し、共感し、応答性のある環境のなかで、生理的・心理的・社会的に要求が充足されることである。 養育単位を小規模化し、落ち着いた雰囲気ですた安定した生活リズムによって、養育担当者との深い継続的な愛着関係を築きながら、乳児期初期からの非言語的コミュニケーションを保障することにより、情緒、社会性、言語をはじめとする全面的な発達を支援する。

項目	内容	
養育のあり方の基本	養育のいとなみ	乳児院の 小規模化 は、 1対1 のかかわりを理想とする 少人数制 による養育である。 乳児院の養育の専門性を表す「 保育看護 」の質の向上が求められる。
養育を担う人の原則	養育とは、子どもが自分の存在について「 生まれてきてよかった 」と意識的・無意識的に思い、自信を持てるようになることを基本の目的とする。そのためには安心して自分を 委ねられる大人 の存在が必要となる。 子どもの親や家族への理解はケアの「 引き継ぎ 」や「 連続性 」にとって重要な課題である。	
家庭・里親への支援	親子の関係調整	アフターケア を含む親子との関係性や親子短期入所などの 再構築支援機能 の充実が必要である。
	親への支援	家庭支援における専門機能の充実を図る。
	里親支援と関係調整	乳児院は、 里親支援 の拠点としての 地域支援機能 が期待されている。 家庭支援専門相談員 に加え、 里親支援専門相談員 が、自らの施設の措置児童の里親委託を推進するのみならず、希望する地域の里親を登録して、相談や レスパイト を行うなど、継続的な支援体制を整備する。
地域支援・地域連携	保護者による養育が緊急的・一時的にできなくなった乳幼児を預かる ショートステイ（短期入所生活援助事業） 等の子育て支援機能は、 虐待予防 にも役立つ乳児院の重要な機能であり、今後とも推進を図る必要がある。	
施設の将来像	（1）専門的機能、保護者支援・地域支援・子育て支援機能の充実 乳幼児については 里親委託等の家庭養護 を優先させながら、乳児院は、①乳児について児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含めた 一時保護 を担う 機能 、②被虐待児・病児・障害児などに対する治療・療育的な 専門的養育機能 、③ 児童虐待防止のための保護者支援の機能 、④地域の 里親 や ファミリーホーム を支援する 機能 、⑤ 地域 の育児相談や ショートステイ 、 トワイライトステイ などの 子育て支援機能 を充実させていく。	
	（2）養育単位の小規模化 乳児院は、一部を除き、比較的小規模な施設が多く、乳児院における 小規模化 は、 養育単位の小規模化 が重要な課題である。	